

「小松」改号一件

—近世祢寝氏の系譜意識と島津吉貴—

林 匡

はじめに

『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集』（以下同編は『季安』で示す）七所収「祢寝丹波清雄勸農日記」（以下「略記」）には、主に延宝九年（天和元、一六八一）から貞享年間（一六八四—一八八）に至る、祢寝清雄関係の文書を収める。『同』所収「差杉米由私考」「公役類抄」にも関係文書が引用され、その際前者には「丹波殿御用帳」、後者にも「祢寝丹波清雄勸農御用帳（清雄御用帳・清雄御用留・祢寝清雄御用帳とも）」の原註が記されている。本稿はこの祢寝氏（二代清雄（清賢、安千代・七郎・八郎左衛門・孫左衛門・丹波）が元禄期（一六八八—一七〇四）に主張した名号（家号）「小松」改号についての藩記録所の対応、及び二四代清香に至り、延享二年（一七四五）を経て宝暦十一年（一七六二）に実現する「小松」改号の経緯や背景などについて考察を試みるものである。

一 近世祢寝氏の系譜意識と祢寝清雄・清香

（一） 祢寝氏関係文書の整理、系図・家譜編纂について

幕末に活躍する家老小松帯刀（清廉）を出した小松氏は、「小松」以前「祢寝」を称した。祢寝氏は平安時代後期以来、大隅半島南部の祢寝院南侯（小祢寝院）を拠点とし、在庁官人として、また郡司・地頭職を得て活動した家族であり、建部姓を称した。以後祢寝氏は、戦国期に至るまで、大隅の有力国人と

して種子島氏・肝付氏や中世島津氏本宗家であった奥州家島津氏の有力庶家豊州家・薩州家との関係を持ちつつ勢力を維持する。祢寝氏一六代重長は、奥州家に代わり島津氏本宗家となった相州家（伊作家兼帯）島津義久に元龜四年（一五七三）屈服、その子一七代重張（重虎）は文禄四年（一五九五）に旧領を離れ、薩摩国日置郡吉利に移される。薩摩藩家臣団における資格は、大身分（上士）を構成する寄合であった。その系譜について、近世祢寝（小松）氏本宗家の略系図を示す。（図1）

祢寝氏本宗家及び庶流諸家の相伝文書・系図については、近藤成一氏の「祢寝文書の伝来について」及び五味克夫氏による一連の解説がある。特に近藤誠一氏の論致により、祢寝氏本宗家及び庶流諸家文書の構成、伝来と整理の過程が明らかにされた。それによれば、近世祢寝氏の文書整理・家譜の編纂は宝暦一〇年前後に、二四代清香によること、清香による整理以前から、祢寝氏本宗家では文書・家譜の整理・編纂が代々なされたこと、特に「大日本史」編纂事業に関して徳川光圀やその臣森尚謙、幕府官医竹中通庵との交誼を持ち、また元禄九年（一六九〇）には文書・家譜の閲覧とその題辭を林信篤に求めた清雄の存在が指摘されている。清雄・清香による文書整理、家譜・系図編纂には、近世祢寝氏の系譜意識—具体的には、平重盛への尊崇・平野社信仰・同じ平姓として平松時量との交誼を深めた清雄、「小松」改姓を遂げ、また平松時量の曾孫時行と交誼を深めた清香、この二人に強く認められる平姓の意識—があっ

たこと、その背景に、祢寝氏由緒の地を離れ、血筋からも本来の祢寝氏と縁の薄い近世祢寝氏本宗家の家督となった両者にとり、平姓への帰属意識は「家督として一族を統率していくため」必要な柱であり、また「かつての所領知行の事実を伝える古文書」の存在は自己の家格を誇る唯一ではないにせよ最大の由緒」であつたとの指摘は注目される。

近藤氏によれば、祢寝氏が平姓に改めたのは、一六代重長の時とされるが具体的事情は不明であること、清雄の父二〇代重永の慶安元年（一六四八）には庶家の角家に対して「祢寝」の名字が認められ、以後同家が庶流祢寝家となるという。既に本宗家における建部姓及び「祢寝」号の位置付けは、祢寝清雄の家督相続以前から漸次低下していた可能性も推測できる。

(二) 祢寝清雄と「小松」改号運動

祢寝清雄の父重永は、元和八年（一六三二）七月二〇日、初代藩主島津家久と鎌田政重娘の間に生まれる。一七代の重張猶子となり、寛永六年（一六二九）重張の死後同家を相続していた異母兄弟の福寿丸が、同一一年に永吉島津家を相続（島津久雄）したため、これを承けて同年五月、重張猶子として祢寝家を相続した。寛文七年（一六六七）一二月、家督を清賢に譲り隠居、同母兄である加治木島津家祖忠朗の許に移居したが、この隠居は二代藩主光久（家督寛永一五年五月—貞享四年七月隠居、元禄七年一月死去）の意向が働いており、その理由には重永の私領経営の失敗も推測される。若い清雄の家中支配については、当初懸念もあつたようだが、「八郎右衛門儀者、親右近三相違ひ萬事三入念候付（中略）兎角利口者三而候、漁獵之様成徒ら事者曾而致ましき者と被思召上候」の文言からは、重永に対する光久の評価の厳しさと共に、清雄への期待の大きさが推測される。重永は貞享五年（一六八八）八月、加治木で死去する。

〔図1〕近世祢寝（小松）氏略系図 *代数は「新編祢寝氏世系正統系図」による
一重線は婚姻・養子関係を示す



清雄は正保三年（一六四六）七月二三日、重永と北郷讚岐忠能娘の間に生まれる。明暦二年（一六五六）二月元服、光久が加冠し七郎清賢と号す。寛文七年家督相続し八郎右衛門に改名、翌年一二月に四番頭・番頭役・大根占地頭となる。延宝元年一〇月には参勤から帰国した三代藩主綱貴（家督貞享四年七月一室永元年九月死去）の謝使として江戸参府、また同三年四月にも番頭役として江戸芝藩邸にあり、一二月には禁裏造替に際して光久使者として上洛、任を終え再び江戸に赴く。翌年頭には光久不予により代わって登營、この後帰国したと思われるが、延宝六年には番頭役として綱貴に従い参勤（同年九月帰国）している。このように二〇歳代後半より江戸・京都において使者などを勤めた後、清雄は藩の農政に関与する。

いわば半強制的に父を隠居させられた清雄は、危機感を持って祢寝家を継いだのだろうか。藩からの奉公は「一度も御断不申上、剩奉願相勤儀、武士之木意」として勤めてきたと述べる清雄は、惣郡座を監督し田地方を差引するに当たり、藩から心付（資材援助）を受けることはできない―その理由として「江戸^二も御外聞^三も不成合儀共有之、別而残念之事^二候」と清雄自身の体験を述べた上で一家中に対して協力（加勢）を求めている。そしてこれが白らのためではないこと、もし協力がなければ「祢寝家つふすより外無之候」と断言するのである。^⑩ここからは、清雄の職責への決意と共に、これまでの家臣団に対する配慮、別な言い方では支配の弱さを垣間見ることができると考える。清雄は天和二年七月には組頭として藩内の田地方惣差引を命じられ、八月、惣郡座（郡座・代官座配下）座を建ててその諸事を監督し、また田地方担当家老島津帯刀久元や、御物座担当島津大学久守と協議する旨命じられている。^⑪資材を受けずに惣郡座を監督指揮したことに対して貞享三年九月に光久から褒賞されているが、清雄の施策には批判もあったと伝えられ、貞享四年六月に惣郡座は廃

止、清雄は役儀御免とされたとある。^⑫但し「新編祢寝氏世録正統系図」元禄二年二月六日条には、清雄に対して家老平山宗正と「御物座惣郡座両職」を監督する旨綱貴の命があったと記し、また「島津家国老并御用人記」（島津家本）の旅家老・御談合役・御詰役・若御年寄の項に「元禄元十二月より同五十一年迄御物座御詰役、同年十一月九日より御家老」とみえる（「新編祢寝氏世録正統系図」では家老就任は十日）。「新編祢寝氏世録正統系図」にみえる、田地の不荒不熟を祈り、貞享四年一〇月二日発願して七年間暑い際にも扇子を用いなかったとする記述は、この間清雄が何らかの形で藩の財政（農政）に関わっていたことを示すのだろう。「島津家国老并御用人記」家老の項には「御物座惣奉行^{今之御勝}とある。元禄一二年一月、江戸芝藩邸で在職中死去した清雄は、このように若年より家政掌握に努め、農政に尽力し、元禄一〇年六月に幕府から命じられた東叡山本堂造営事業御手伝の惣監使となった（女婿島津大藏久明が補佐）ように、実務に長けた人物と考えられる。^⑬

清雄は家老就任の翌元禄六年二月に参勤の綱貴に従って江戸に上つて以後、同七年六月から七月の短い帰国以後はほぼ江戸に詰めており、元禄一二年の死去まで江戸詰家老として幕閣や先述の水戸家関係者・林家などの儒者との関わりも深めた。便宜上「新編祢寝氏世録正統系図」より、重永から清香代までに ついて示す。（表一）

清雄の元禄期における活動についてみれば、特に元禄六年の水戸家、翌年の平松家との交誼が注目される。「小松」号との関係では、小松寺参詣と平重盛位牌・碑文の平松時量への依頼（七月二八日）、平松邸伺候（七月晦日）、「祢寝」姓に関する疑義と時量の回答（祢寝氏祖先が「祢寝」と「根占」を雑記していることに対して「祢寝」を用いるべしと時量が回答）・家紋（一円の中揚羽の蝶）使用許可（九月三日）、そして時量からの系譜文書閲覧と内容に関する「指南」を受

けたこと（一〇月四日）が記される。

清雄はこの時期に、「祢寝」から「小松」改号について藩当局（家老座を経て藩主綱貫まで）に打診したと考えられる。そのため、家老から用人を通して記録奉行に改号に関する可否が諮問された。この時期の記録奉行は伊地知重英（延宝五年より記録所にて手鑑方勤務、同八年兄習後天和期に奉行、元禄九年九月辭職）と田中国明（記録奉行在任期間貞享三年正月—享保三年九月）¹⁾である。次節で改号に関する記録所の史料を検討しよう。

二 元禄・宝永期の名字（家号）改号と記録所

（一）「小松」改号への記録奉行伊地知重英・田中国明の見解

「徴古録 中」に「祢寝家山緒之覚」として、記録奉行伊地知重英・田中国明の調書が写されている。同文書は「舊典拔萃 下」にも収められている（但し「徴古録」のような表題はない）。以下に挙げる。

*史料掲出に当たり、「徴古録」との相違箇所は傍線付註し、「舊典拔萃」にみられない文字は傍線のみ、「舊典拔萃」のみの文字は「」内に示した。便宜上アラビア数字で文書番号を付し「」で示した。

祢寝家山緒書之覚

〔一〕

口上覚

先年祢寝孫左衛門殿より小松ニ改度度由被仰上上候間、相考可中上之由承候ニ付、私〔相〕考中候分書付差上申候、

覚

祢寝孫左衛門殿小松之称号可被名乗由被為中候ニ付、考見申候、尤系圖小

松重盛之孫六代高清より系中候得共、元祖清重より以来之文書ニ、小松と有之候儀少見見得不申候、然時者、弘文院^{〔林忠勝〕}浅葉^{〔浅葉〕}三右衛門殿杯より被尋候時、系圖計を立候而者不審を被掛候時、可中開證書無御坐与存候、既ニ御家頼朝公之御子孫之儀ニ付、先年於江戸松平^{〔定切〕}美作守様其外御旗本衆杯御不審御坐候ニ付、河野六兵衛御返答ニ證據を引中上候ニ付、何れも尤身被仰候由、兼々咄仕候、尤系圖計ニ而も中開候事、私決定仕候ハ、小松^{〔被〕}乗候儀可然可申上候得共、右之分ニ而者、私者申立不罷成候、ケ様之事ニ而御家并古キ家迄覆他所より疑を若被立候ハ、残念至極御坐候ニ付、申上事ニ御坐候、以上、

「元禄五年」中十一月廿四日

伊地知助右衛門^{〔重英〕}

*1〔舊典拔萃〕註「願カ」

〔2〕

右之通申上候趣者、数年私御記録所何角与見合申候ニ、此祢寝氏系圖計ニ而小松ニ改可被成儀、了簡ニ不及候儀共餘多見出申候ニ付、其節も五右衛門^{〔中同明〕}申達候上ニ而、右之通申上候處ニ、其後又祢寝氏之儀者小松与各別之儀ニ而御坐候證據餘多見出申候、河野六兵衛も祢寝者小松家ニ而無御坐段、白筆ニ而祢寝氏之文書ニ書加へ召置候を見出シ申候而、五右衛門ニ茂見せ申候、然時者、縦

御意ニ而御坐候共、小松ニ改被成儀、絶而罷候、尤小松之筋^{〔筋〕}ニ而無御坐候別流之事ニ御坐候、第一 御家之御難題^{〔難題〕}可成儀眼^{〔眼〕}前ニ御坐候条、此段申上置候、孫左衛門殿不案内ニ而、ケ様之儀委細御存不被成候ハ、不可然与奉存候間、能々御納得被成候様有之度与奉存候、傳承候得者、孫左衛門殿於江戸祢寝之定紋を平家之一流紋所上羽蝶ニ御改為被成山候、且又小松家之儀ニ付、上方向并方々ニ何ぞ御問合有之山ニ御坐候得者、若外向ニ而

不実之儀其何角与取沙汰申候而者、如何奉存候間、能々御思慮被成候様
〔三〕有之度与奉存候、至後代、小松家与有之〔候〕儀如何様之儀^二而も罷
成間敷儀^二候、乍然此段々之證據を中消程之證書さへ有之候者、是又各別^一
之儀〔三〕御坐候、以上、

〔元禄八年〕
亥十一月十七日

伊地知助右衛門

〔3〕

口上覚

去ル申十一月、祢寝孫左衛門殿より小松名字^二被為改度之旨被為申出候^一
付、相考可申上由、肝付主殿老より被仰渡之由、高橋左門殿御取次^二而、
相役伊地知助右衛門・私江承候而、兩人面々之書付差上申候、私申上候覚
書、左之通御坐候、

覚

祢寝孫左衛門殿家を小松与改度旨被為申候〔二〕付、任御尋私存旨之分中
上候、小松内府重盛之曾孫清重法師与申入、頼家卿^一之下文を帶、建仁三年
祢寝院江下向候、其より在名を以子孫^二至り家号^二被定、代々之文書^二も
引合申事^二而御坐候得者、祢寝を不被為替候歟、可然与存申候、小松与被
相改候半事引合中文書ハ無御坐候得共、系圖之筋日重盛之一流^一然^二御坐
候得者、是又先祖之家号^二被為復號^一与中^二而御坐候得者、差當候而御無用与
存寄中儀無御坐候、何れ茂申上候^一而本名を名乗被申候衆も、其例多御坐候、
殊比志嶋氏杯も在名^二而御坐候得共、於王子〔原〕犬追物 上覽之時、本
名村上与被為号候与見得申候、然者小松之称号者、天下無隱儀〔三〕御坐
候得者、御了簡も可有之儀与存申候、以上、

〔元禄五年〕
申十一月廿四日

*1〔舊典拔萃〕頭註「宋カキ 頼朝ノ二字ハ誤字ナラン」

*2〔同〕頭註「宋カキ 不ノ字削ベキカ」

*3〔同〕註「儀歟」

〔4〕

右之趣^三御坐候処、相役助右衛門申上候趣者、各別^二而御坐候つれ共、彼
家之系圖者、平田故清右衛門編集仕、重盛之一流^三係り置申候得者、本よ
り別条有〔之〕間敷与存、其時私一分見及申候力之程を申上候、然処^一、
其以後彼系圖^二相載有之候文書之外、彼家^二所持被成候文書之写、御記録
所江過分^二御坐候内^二、小松名字^二難被為成證據共見出申候、是者、清右衛
門死後^三、近年河野六兵衛見出候而取寄写置為申^二而御坐候、此節諸家系
圖再撰^二而、委細^二僉儀仕候得者、弥以小松名字^二被為成儀、絶而成不中
筈^一私茂落着仕候、初より右證據を乍存、右覚書之趣^二為申上儀^二而曾^一而無
御坐候、右證據共別紙^二書写、差出申候、然者、孫左衛門殿於〔于〕今私
申上候覚書之趣を一偏^二是与被為思候^一而、萬一小松名字^二被為改度与存念共
御坐候^一而者、私申上候趣故、自然 御家之御難題^二罷成事其候^一而者不可然
儀与存、先比 公用^二付孫左衛門殿^一書状差上申候節、乍序小松名字^二御
改候儀、絶^一而罷成證據見出申候由、粗申遣候、乍其上、猶以得与御納得
被成候様、孫左衛門殿御方^一被仰遣被下候へかしと存候^二付申上候間、此
等之旨主殿老^一被仰上可被下候、

〔元禄八年〕
亥十一月十七日

田中五右衛門

*1〔舊典拔萃〕註「了簡カ」

〔5〕

一祢寝家之儀^二付而川野六兵衛通古貞享四年考其趣、重而可詮議由書
附〔之〕端^二白筆押札被仕置候、左^一記之、

久安三年七月十五日親助陳狀事、故頼親ト云々、頼親者天永三年四月十八日死去云々、然者祢寝元祖清重拜領之建仁三年七月三日 頼家公御判、久安三年ヨリ五十七年以後也、是以考ルニ、建部姓者古來ヨリ祢寝・佐多・田代ヲ領來リ、小松殿孫清重を養子ニシタル成ヘシ、祢寝殿内良淳房ニ僉議スヘシ、

「貞享四年」卯六月九日考之、

〔1〕〔3〕は推定元禄五年一月二四日付の伊地知重英及び山中国明の覚書である。〔3〕からは、家老肝付久兼から用人高橋種周を経て、改姓について諮問されたことがわかる。また〔2〕〔4〕及び〔5〕は、伊地知・田中両者から、推定元禄八年一月一七日付で（用人を経て）肝付久兼に改めて報告された口上書と補足記事である。

〔1〕〔3〕より、祢寝清雄が「小松」改姓を上申したのは、彼が家老職に就き、八郎右衛門から孫左衛門へと改名した前後の時期であったことが分かる。

或いは家老職就任も一つの契機だったかもしれない。〔1〕の伊地知重英の意見では、祢寝氏系図には小松重盛の孫六代高清からとなっているが、祢寝氏元相清重以来の文書には全く「小松」はみえないこと、弘文院（林鶴峰）や浅葉

（羽）成儀（寛文元年五月―天和元年二月幕府御書物奉行）などから尋ねられた場合に、系図のみの主張では不審を掛けられ、申し開きのできる証拠文書もないこと、これに対して先の記録奉行河野通古（記録奉行在任期間寛文期―貞享四年七月死去）が、島津家が源頼朝子孫であることについて松平定房¹⁰その他旗本衆から疑義をもたれた際に、証拠を引いて説明し納得させた（かつての）経緯を、同僚であった伊地知重英が度々耳にしていたこと、仮に重英の判断で系図により「小松」の名乗りをよしとしても、結果として疑義を差し挟まれることになつては残念というものであった。

これに対して、当初の山中国明の回答〔3〕は異なるものであった。山中は、祢寝院に山求する在名「祢寝」から「小松」改姓を直接裏付ける文書はなくとも、「系圖之筋目」は重盛一流であることが歴然であり、先祖の家号に復することに問題はないという立場をとり、正保四年一月一三日に島津家（光久）が興行した王子原での大迫物¹¹において、將軍家以下幕閣の観覧したこの一大イベントの際に、比志島氏（義時。比志島氏については後述）が在名「比志島」ではなく「村上」を号したことを一例に挙げ、天下に隠れない「小松」の称号へ改めることについては「御了簡も可有儀」と述べている。田中は記録奉行就任以前、祢寝清雄の抜擢によって殿役奉行職に就いていた経緯もあり、柔軟に、或いは清雄の意を承けて対応しようという立場であったとも推測される。

しかし元禄八年に至り、山中国明の主張は大きく変化することになる。それは、山中自身というより、初めから反対の立場にあった伊地知重英の調査と主張が大きく関わっていた。〔2〕からは、伊地知が元禄五年時点で、数年来記録所で確認を行った上で、祢寝氏系図だけで「小松」改号は考えられず、その旨を田中に申達した上で〔1〕の意見を述べたこと、その後もまた祢寝氏が「小松」とは別である証拠を多く見出したこと、河野通古も祢寝は小松家ではないことを白筆で祢寝氏の文書に書き加えていたことも発見し、これを田中へ見せたこと、そしてたとえ藩主の御意であろうと、「小松」改号は「絶而不罷」こと、それは祢寝氏が「小松」の筋目ではない別流であり、本一件を認めれば島津家にとって難題となることが予想されると明言する。伊地知の伝聞では、江戸で祢寝清雄が祢寝氏の定紋を平家の一流の「上羽蝶」に改め、「上方向井方々」に問合を行っている¹²と述べるが、これらは実際に当時の清雄の行動と符号することは明らかである。

〔4〕の田中国明の意見によれば、初め田中は、祢寝家の系図が初代記録奉

行半山純正（初め文書奉行、明暦三年記録奉行—寛文二年一〇月死去）の編集により、重盛一流に係るもので問題ないと判断したこと、その後になり、その系図記載文書の外に祢寝家所蔵文書の写が記録所に多数あり、「小松」改号とは為し難い証拠を見出したこと、それが平田純正の死後、近年河野通古が見出し取寄せ筆写したものであること、そして当時伊地知と田中が中心となって進めていた諸家系図再撰（元禄七年八月に、藩内に広く系図・文書の吟味再撰が命じられ、関係系図・文書が記録所に集積されていた）の中で、田中自身が「小松」改号を認めないことを了解した経緯を述べるのである。さらに田中は、元禄八年現在でも、田中の元禄五年次の覚書を清雄が「一偏ニ是与被為思」、改号の意志を持ち続けることにより、結果自分の意見が鳥津家の難題になっては大変であるとして、先頃公用で清雄に書状を出した際に、序でに「小松」改号が認められない証拠を見出したことを粗々伝えており、この件を納得してもらおうように家老肝付久兼に上申したのである。

〔5〕は、河野通古が晩年に祢寝氏と「小松」の関係について記録所に残した白筆押札の写であり、おそらく証拠として元禄八年一月に提出されたものだろう。実は、この〔5〕記事内容と「徴古録 上」所収「佐多家系図但祢寝家之内ノ佐多也」は関連するものと考えられる。また同系図は「諸家系図文書二」にも収められており、系図及び原註はほぼ同文である。左に系図を示す。

*「徴古録」と相違する箇所は傍線を引き付注し、「諸家系図文書」にのみみえる文字は〔 〕内に示した。



右系圖之儀者、祢寝家小松氏嫡流ニ面無之与之趣、河野〔六兵衛〕通古相考、貞享四年丁卯六月九日、右由緒書之端ニ押札被仕置候、此押札与右之

系圖為可見合記置〔候〕、

このことから、貞享四年六月九日までに河野通古による祢寝氏・佐多氏の系図・文書調査（筆写）が行われ、前に挙げた押札は、この系図（由緒書）に河野の付したものであることが確認できる。河野は祢寝・佐多・田代を古米領有したのは「建部」姓の祢寝であることを示す。寛文九年、河野は同役大田小平次と共に、祢寝家など古米の所領を有し又は家老職を勤めた二四家について、各家の古系図・文書・書出を基に「新撰系譜」を編纂しており、これは後の藩内諸家について網羅的に編纂される「諸家大概」に繋がる事業となる。なお河野通古以後も「諸家大概」は記録所関係者の手により筆写され、また適宜まとめられ増補されたと考えられる。「別本諸家大概記」には、祢寝家について「建部姓祢寝氏世々隅州之内祢寝院之領主ニテ沙弥清重入道行西 將軍頼家公之御下文被下置、子孫伝領之地ニテ祢寝安芸守重張代に先領相改、薩州之内吉利郷拜領ニテ御座候、嫡家祢寝徳慈丸殿にて候」とある。

祢寝家を相続後、譜代の家中士との間に配慮せざるを得なかった段階を経て、惣郡座担当となり、家中の持高借上を実施して藩への奉公を勤めた清雄が、その晩年に「祢寝」から「小松」への改号に固執した事情は何だろうか。清雄死去前後は、鳥津氏本宗家にとっても源頼朝や拱関家との由縁が問題とされた時期であり、江戸詰家老の清雄にとっても、自家の由緒は強く意識されるものだったと考えられる。近藤氏の指摘されたように、清雄は水戸家や平松家との関係から自家の家譜・文書への認識を高めたこと、また元来祢寝一族と（自身）の血縁の薄さ故に、却って一族を統率する家督として、その期待される責務に敏感にならざるをえなかったのだろう。祢寝氏本宗家の権威上昇は、譜代の一族諸家及び家臣にとっても期待されることだったのでなかろうか。しかし清雄代の「小松」改号運動は、結果的にその在世中実現しなかつたのである。

元禄九年三月下旬の林信篤による「題禰寝家譜」²²には「大隅國土禰寝氏、其先出自平姓、文治之役、平族悉殲於西海、正三位左中将惟盛之子高清、唯為僧免其死、其子清重、晞慕清盛・重盛、分折名字、以為其名、鎌倉將軍頼家卿、以菱刈舊領禰寝院授清重、自此歷十七葉、世世領祿寝、至重張、改領吉利、今猶然矣、將家・管領家教書奉書存在其家、(中略)頃聞其裔丹波清雄、寫家系之譜舊證之狀、以為冊子、請余一覽」とあり、平姓祿寝氏として記載される。この段階では清雄も「小松」改号を断念したかに見える。ただ清雄が改号のみならず、平姓を主張しその山縁から平松家との関係を深め、林大学頭から家譜題辭をも記された経緯は、結果的に後の改号に活かされることになる(後述)。

改号が実現しなかった理由は何だろうか。清雄が元禄十一年年末より病に伏せ、翌年正月二七日に死去したことと共に、当時の記録奉行兩名がいずれも改号に反対の立場をとったことがその理由の一つであろう(但し記録奉行の意見は、尊重はされても、必ずしも決定的なものであったわけではない)。今暫くこの時期の「小松」改号以外の事例を検討してみよう。

(二) 比志島氏の「村上」改号運動

元禄期の記録奉行の意見からは、証拠となる文書の存在を重視する、という姿勢が確認できる。伊地知重英は当初から系図のみでの判断を避け、決定的な文書などによる証拠主義の立場を明確にする。また田中国明も、祿寝氏が「小松」とは別である証拠文書の出現により改号に反対するに至るのだが、当初の元禄五年段階の意見〔3〕では、大迫物興行時の家号を「村上」とした比志島氏の例を挙げて「小松」改号を肯定している。実は正保三・四年の大迫物で島津一族の伊集院・新納・樺山・川上・平山氏が「島津」を名乗り、また村田氏が「菊池」を号したように、大迫物では諸支族が本宗の名字を名乗ることは一

般的であった。島津氏支流諸家への「島津」号規制が明確に実施されたのは正徳元年(一七二一)のことであり、正保の段階では、その使用は許容されていたと考えられる。

系図では源姓村上頼重と満家郡司大蔵長平娘の間に生まれた重賢を祖とする比志島氏は、正保の大迫物の際に義時が射手を勤めたが元禄六年正月死去、その後嫡子範武が元禄七年六月、孫の義頼が元禄一六年三月に相次いで死去し、以後暫く一族のとりまとめは義頼叔父の義暉が代行することになる。結局、宝永五年(一七〇八)正月、吉貴側用人の米良藤右衛門重年(天和元年四月誕生、米良重長嫡子。御側御小姓、御小納戸役、御側御日附役、側用人役を経て宝永五年九月御側詰、翌年五月大目附格、正徳元年八月若年寄、同五年二月家老。宝永一二年一月六日付で吉貴から神常流馬術の奥義秘術を伝授されている)がその後嗣とされる(比志島範房)。そしてこの頃に「村上」改号が検討され、記録奉行に諮問されている。この宝永期の、比志島氏の「村上」改号に関する記録所の意見は、²³「宝永五年三月一七日付の田中国明・肥後盛香・市来家年の連署調書によると、比志島氏が在名をもって名乗りとしたこと、村上頼重直子重賢が母方大蔵姓の譲りを受け満家院郡司職を連続し、父方の源姓に改め両家を兼帯、系図は頼重一流に系り、また正保四年王子村大迫物で比志島義時が射手人数にあつて「村上左京」を名乗っていることから、先ずは「此節家号を村上と改中候而も何そ室中事御座有間敷」として、村上嫡家も何処にあるか記録所は知らず、また仮に嫡家があつても頼重一流であることから「村上」の名乗りも故障はないとする。しかし、ここから田中ら記録奉行の意見は一転し、「村上」より比志島の名乗りが「増(まし)」と述べるのである。以下その理由を示す。

(前略)

其故は、村上之儀者重賢実父方家号²⁴而、只今血筋有之事候、尤重賢已来

犬追物手組之外、村上号名乗り候文書等も無之候、比志嶋名字之儀者、傳來之所領を以て召付家号ニ而、代々比志嶋号名乗、禁裏大番并筑前箱崎異賊警固番等相勤、將軍家并執權之御判物・御家代々之御證判致頂戴、滿家院安堵之文書等も皆以御宛書比志嶋と有之候、為差立家号ニ而御座候処、村上名字ニ相改申儀共、其詮然号不相立^二候得者、如何之儀ニ御座候間、比志嶋ニ而罷居候方、旁以増ニ而御座候半と吟味仕候、然共此段御吟味次第奉存候、以上、

寶永五年子三月十七日

市来宗左衛門^{(子)家生}

肥後仁右衛門

山中五右衛門^(同前)

田中国明を含む記録奉行たちが、ここでは文書記載内容を検討の上、犬追物以外の文書に「村上」号がみえないこと、「比志嶋」名字は伝來の所領によるもので將軍家その他の文書も全てこの名字であり「為差立家号」であること、村上名字へ改るのは「其詮然号不相立」、在名の比志嶋が「為差立家号」であり、よりよいと結論付けている。この記録所の判断は、「旧史官調雜抄」(島津家本)所収の同年四月七日付の岩切正九郎継書(証状)に、

右之調書被遊 御覽候処、比志嶋之称号其由緒石之事候間、今更村上氏ニ被召成間敷候間、奉得其意、子孫ニ至無相違様ニ相傳可仕候、依之右調書ニ加継書可渡置旨 御意候、仍継書如件、

寶永五年戊子四月七日

岩切正九郎

比志嶋藤右衛門殿^(龜房)

とあることから明らかで、四代藩主吉貴(家督宝永元年九月―享保六年六月隠居、延享四年(一〇月死去)の決定に従い、「村上」改号は否定された。以後比志嶋氏は「村上」を号せず、記録所の判断が活かされた形である。しかし考えてみれば、

ば、何故この時期に比志嶋氏の「村上」改号が記録所において検討されたのだろうか。今この経緯に関する史料を見出していないが、あるいは祿寝氏同様、新たに養子として同氏本宗家を相続した米良重年(範房)が、その血筋の薄さから、逆に「村上」改号による權威付けをはかった可能性も指摘できるのではないだろうか。

薩摩藩における家号(名字)を改号した例を寄合以上で見ると、例えば「島津」へ改号した例として、島津氏族支流の北郷氏(都城島津家、寛文三年二月「島津」改号)や佐多氏(私領知覽、正徳元年九月改号)・基太村氏(北村、宮之城島津二男家、寛永六年「基太村」改号・同一六年「島津」復号)、元來島津氏族ではない敷根氏(私領市成、寛永二〇年「島津」を号す)を挙げることができるが、既述したように正徳期以後「島津」号使用には規制が加えられるようになる²⁷。また島津氏族のみならず、藩内諸家に対する系図文書再撰・由緒調査は、寛文期以來元禄七年(元禄九年の鹿兒島大火で収集した系図文書記録類は焼失、同一〇年、宝永三年の実施が確認できる。この中で各家の姓氏・嫡庶・功績などが系図・文書・由緒書などから明らかにされ、また嫡庶間においても各家号(名字)や名乗りなどが確認されていくと考える。島津氏以外での改号事例は、近世初期の有川(伊勢)、上井(諏訪)、別府(仁礼)、一時期の田原(高橋)の他は、元禄期以後では阿多(畠山)、そして祿寝(小松)が挙げられる。この元禄期唯一の事例である、阿多氏の「畠山」改号に関して次に検討しよう。

(三) 阿多義扶の「畠山」改号と猿渡信安・田中国明

寄合並以上の諸家で、島津氏族を除く家号について、その改号は近世初期にみられる。これに対して、祿寝清雄の「小松」改号要求とほぼ同時期のものに、島津光久庶子の阿多義扶(基明、淡路、式部)による「畠山」(源姓)改号要求が

あった。

「島津氏正統系図」基明（義扶）譜には、寛文六年二月八日生、母味方正信娘、阿多内膳忠栄後嗣、元禄一四年一〇月一四日「改阿多號復島山」、延享三年（一七四六）九月二日死去とある。また「薩陽武鑑」には「依命改阿多復本姓島山」と記される。

「徴古録 中」所収、推定元禄一四年九月日付の阿多義扶願書を挙げる。

島山家由緒書

私養父阿多内膳祖父島山中務少輔申候、（新田）將軍義輝公害せられ候以後、（忠実）半々之身ニ成、橋隠軒与改、京都江蟄居候処、近衛前久公より龍伯様江御引合せ御坐候而御當國へ罷下、京都御國掛候而居住仕、終ニ御國ニ而致死去、男子一人・女子一人出生候得共、男子ハ出家ニ成シ申候、橋隠軒願ニ付而、阿多甚左衛門を家財計之跡目被仰付、島山之名跡者相立不申候、右之出家遂還俗、（義扶）惟新様御家老役ニ被補、島山之號を再相立、妻子者御坐候得共僧昧者不改、（龜守）島山長壽与申候、然者長壽院戦死以来、三才之男子孤ニ罷成候故、橋隠軒家財附屬之由緒を以阿多甚左衛門所江引取成長為仕候ニ付而、後見介抱之厚恩ニ而阿多名字を名乗、（忠実）阿多内膳与改申候、私儀、内膳養子被仰付相續仕罷在候、然處本家無其隠島山名字ニ而御坐候処、右之通阿多家介抱ニ付而無謂名字を名乗申候儀、連々別而不本意儀ニ存候ニ付而、（忠実）本家島山民部大輔殿江家筋之儀中達、許容之筋ニ而候ハ、遂言上、本家之號を相立中度念願候付而、先年以來心掛申候処ニ、猿渡喜右衛門去々年より在江戸仕候付而頼入諷有之、喜右衛門より段々御内意ニ而達、（貞女）貴聞候上三而、菊池新三郎江相使り、民部大輔殿へ取持頼中趣御坐候処、於江戸外より島山名字名乗度旨願被申方有之、（忠実）差支候間許容難調候、島山名乗候筋目之儀ニ候得者、名乗申候儀者民部大輔殿御方何そ御構茂無之候

山一族中ニも被申候旨、新三郎より喜右衛門江段々内所を以中達候旨趣、御坐候ニ付而、阿多名字者無其謂事候故、永々名乗可申儀ニも無之間、（貞明）以島山を此節より名乗可申通、喜右衛門より為證據、田中五右衛門・吉井（友利）為兵衛同席ニ而新三郎江中達置候由、喜右衛門より委曲申聞候、数年大望之儀候間、右之段々被聞召達、島山名乗申候儀御免被下度儀奉願候、喜右衛門より新三郎へ者捻之下書新三郎返書相添差上申候、右ニ付而新三郎江喜右衛門より問合之書付段々御坐候得とも、事長く候故略仕候、此等之趣を以可然様御執成頼存候、以上、

巳九月 日

阿多淡路（義扶）

義扶は早い段階から改号を考え、たまたま江戸に用人猿渡信安が赴いた際に、本件について藩主綱貴に内々に願ひ出、また江戸において菊池新三郎を通して島山嫡家へ改号の了解を求めたこと、本件に関して、猿渡信安は記録奉行田中国明などの協力を求めて菊池へ働きかけたことが記される。「島津氏正統系図」の記事に元禄一四年一〇月一四日改号を命じられたとあれば、義扶の訴えは直後に藩主綱貴の許可を得て実現したことにならう。この場合、元来島山氏であったという山緒が認められた形である。

本件には綱貴用人猿渡信安が重要な役割を果たしている。猿渡信安は、元禄一二年七月当時国元にあった綱貴の使者として、宮之城島津家の久洪養子に綱貴庶子愛寿丸（久方）を、また同年死去の称寝清雄跡目を同じく徳慈丸（清純）とする旨を伝える使者として、江戸の吉貴らの許に赴いており、この時に阿多義扶から改号についての種々働きかけを依頼されていたのだろう。なお猿渡信安は一四年五月の綱貴江戸出立に随行、六月一三日に京都で近衛家久と綱貴娘亀娘との婚姻に關し、一行は近衛邸を訪問するが、これに先だつて綱貴らは平松時方邸に入り装束を改めている。鹿兒島城着は七月十日。綱貴の次の

参勤出發は元禄一五年三月二〇日であり、「畠山」改号はこの帰国中に認められたものである。

また、記録奉行としてこの時期に江戸において活躍した田中国明が本件に関わった点も興味深い。元禄一三年末、国元の猿渡信安嫡子信方が、記録所職員市米家年より猿渡氏古系図についての仲介を受け、その写を記録所へ提出し、さらにこのことを翌年正月に江戸滞在中の信安に伝えている。信安は、系図に記された由緒から、網貴の許可を得て近衛家（基熙）から藤原姓を免許されようとして草案を作成し、田中国明の点検を受け網貴へ提出している。田中は元禄二三年冬に、大学頭林信篤が島津忠久の頼朝庶長子たる証を求めたことに応じて、頼朝御教書（文治五年奥州攻めにおいて副将重忠久を補佐した畠山重忠に与えたとされる）・三州守護職の下文写を提出してその句解を行い、同時に島津家譜略を提出しており、忠久を源頼朝庶長子とする島津氏の由緒・系譜の定着に大きな役割を果たした。そしてこの説明に満足した信篤は、御教書跋と譜略序文を為すのである³⁷。

「畠山」改号について、ここでは記録奉行の判断が不明であるが、元来畠山氏であったとの由緒を認めることについて、特に反対はなかったであろう。「畠山」改号許可の根拠や詳細はなお不明とせざるをえないが、改号を否定する証拠もなく、その由緒が認められ改号を許されるに至ったと考えられる。以上祿寝氏の「小松」、比志島氏の「村上」、阿多氏の「畠山」改号要求について検討したが、少なくとも元禄から宝永期には、名字（家号）を改めるか否かについて、記録奉行の系図・文書や由緒調査に基づく証拠主義がある程度反映されたと推測できる。

初祖忠久を源頼朝庶長子とし、また忠久以来の近衛家との関係の深さも主張される島津氏の由緒・系譜は、元禄一〇年代、同時期に行われていた元禄国絵

図の作成や近衛家との接触などにおいても積極的に利用されることになる。由緒ある姓・名字が藩の内外において政治的にも大きな意味を持つことは明らかであり、薩摩藩が正徳期にかけて「島津」名字や実名字の使用に対して規制をすすめることもその表れといえよう。そして島津氏とは他家である有力諸家でも、この状況と無縁ではなかったのである。

三 「小松」改号実現をめくって

(一) 祿寝清香養子「小松」安之助

延享元年における祿寝氏の「小松」改号許可について検討する。

清雄の後嗣は、初め元禄七年三月に島津綱貴四男の愛寿丸（久見・久方。母江田国重娘・信詮院）とされたが、後に宮之城島津家の久洪（元禄一四年死去）が嗣子なきため回家を相続する。同八年九月一七日には江戸で清雄に男子（鍋子代）が生まれるものの翌年五月夭折、同年六月一四日、綱貴五男徳慈丸（母江田氏、元禄九年四月晦日誕生）が清雄の嗣子とされた（本件は清雄女婿の島津大蔵久明から通知、江戸への通達は註34参照）。これが清純で、後に清雄次女を室とする。但し宝永元年冬元服までは江戸芝藩邸で養育され、翌年七月に初めて吉利に入り家系・仕器などを相続する（吉利卜向は島津久明の訴えによるという）。清純は一〇月二八日に鹿兒島城登城、新藩主吉貴へ家督相続を謝す。そして以後登城拜謁の際には「独礼之列」を許されるが、これは元来祿寝家の流礼ではなく「公之連枝」によるという。清純にとり吉貴は異母兄に当たるが、清純の同母兄弟には久方の他に、綱貴二男久徳（忠英・久通・久陳。後の花岡島津家祖）、同三男忠直（垂水島津家久憲養子）、龟姫（近衛家久籠中）、於菟（於菟。松平定英・松平定頼の子定長の孫一の室）、六男久東（佐志領主島津久常養子）、女子二名（黒木領

主島津久智室及び桂久音室)がいる。(図2)

清純は享保九年(一七二四)三月、二九歳で死去し、正徳三年生の清方(母清雄娘)が嗣ぐ。享保九年七月二八日、従来八朝には使者をもって太刀を進上していたが、五代藩主継豊(家督享保六年六月一延享三年一月隠居、宝暦一〇年九月死去)以後「年頭一統着座之規範」に準じ、太刀進上が命じられる。この時、祢寝家は従来入米院家と隔年で太刀進上の前後があったが、以後祢寝家が先んじて進上とされる。しかし清方も享保一九年二月に二二歳で早世したため、翌年七月四日に島津久春(久誠・久芬・久純。島津久明と祢寝清雄娘の子)二男の清香が祢寝家との血脈から後嗣とされる。(図3)清香は初め大蔵家の二男として「三崎吉次郎」を名乗るが、祢寝家相続に当たり久春祖父清雄の名「孫左衛門」に改名すべきとの吉貴の内意が久春に伝えられたため、久春から藩主継豊に訴え、七月二二日に許可される。

延享元年、吉貴側室近藤嘉包娘所生の子を清香養子とする旨、九月四日付で久純(久春)と清香の連名で願い出ているが、これも「新編祢寝氏世録正統系図」には「是既為有公之内意」と記す(後述する宝暦六年の記録所調査では、この間の事情は「總州様思召二而候哉、又ハ孫左衛門願二而候哉」として曖昧に記述される)。一二月六日に出生の安之助(忠雄・忠通・忠温)は、十一日に吉貴の命で清香猶子とされ、翌年二月、安之助以来嫡子は代々「小松」号を称することが命じられ、清香は同年正月二五日付の藩主継豊証状を磯の館で拝領する。前年以來、江戸の継豊と在国の吉貴間で(祢寝氏本宗家を「小松」号とすることを合め)安之助に関する件が検討されていたことは明らかである。これについて当時の記録所の判断を「旧史館調」(島津家本)中、目録「祢寝孫左衛門より小松家号ニ名字替願ニ付調」にみれば、

覚

祢寝孫左衛門事、小松家号ニ名字替被仰付候而茂何ぞ相障儀ハ有之間敷哉、相札可中出旨被仰渡、左之通御座候、

として以下系図(図4)が記され、

右之通、嫡々相續仕来候段、孫左衛門系圖ニ相見得、先祖清重祢寝院領知仕候而より孫左衛門ニ至り廿三代程在名祢寝之家号ニ而、小松之称號名乗候事無御座候、孫左衛門養曾祖父祢寝丹波代(高津綱豊)大玄院様御代、小松之称号御免被仰付被下度旨願為被申出由候得共、御取揚無御座由候、其節之願書留、又ハ何様之誤ニ而御取揚無御座段、當座へ相知不申候、然共丹波代元禄九年、先林大学頭様信丹波家譜之序文ニも、正三位惟盛之子高清、其子清重与被記置、平松中納言時量卿より丹波江被下置候御書付ニ度、清盛公嫡流之事重盛ニ而候段被記置候、右通他所江茂孫左衛門家重盛一流之儀相知為申事ニ御座候、然者先祖清重家相立候以來、小松之称号名乗候儀者終ニ無之事ニ候得共、右段々之誤を以ハ、此節小松之称号御免被仰付候而茂何ぞ差障り中儀ハ御座有間敷与奉存候、私共吟味仕候趣、如斯御座候、以上、

延享元年子十二月十九日

前山俊雄
川上親光

記録奉行川上親央、町田俊雄の調査は、「小松」改号の場合、支障の有無を質されたことに対して作成された。ここでは清重以來在名の「祢寝」を称し「小松」を名乗ったことはないこと、島津綱貴代の清雄による改号要求が却下されたことは確認しているものの、平姓として嫡々相伝されたことに対して全く疑問は差し挟まれていない。また元禄期の改号願の留や却下された理由について、記録所側には関係文書が見当たらないとされているが、このこと自体、伊地知重英・田中国明の調査の有無―史料の伝来に関わる興味深い点であり、

または敢えてその件は伏せられていた可能性も考えられる。結局、川上親共や町田俊雄は、既に元禄期に林大学頭や平松時量から平姓として認められている事実があり、「小松」改号が対外的にも支障とならないとの判断を示しており、当時の記録奉行にとっては、清重以来「衾寝」のみを名乗り「小松」を名乗ったことがないという事実そのものは問題外とされているのである。

この延享元年段階の「小松」改号が、清香から積極的に要求されたものか、あるいは吉貴の意向に既にあったものかは微妙なところであるが、おそらく両者の思惑に一致するものだったのではなからうか。というのも、継豊証状拝領の同日、安之助に対して吉貴が隠居以来用いている「桐丸之紋」も許されるなど、鹿児島にあった吉貴の意向が「小松」改号・賜紋に関して大きく働いていたと推測されるからである。

(二) 島津吉貴の時代―諸家の序列化・階層化の進展

吉貴代の宝永・正徳期には、島津氏をはじめ諸家の家筋や嫡庶が「応明確にされた。また継豊代の享保期にかけて、年頭御礼着座（座配）など家格を表す規式も整備され、島津氏本宗家を中心とした序列化・階層化が進められる。

例えば、近世初期には垂水家、後に加治木家を筆頭としてきた島津氏支流諸家において、吉貴の庶子忠紀・忠卿をもって、元文二年（一七三七）三月・延享元年五月に越前（重富）家・和泉（今和泉）家をそれぞれ再興させ、藩の記録所を通して延享元年二月・同二年九月に関係の系図・家譜・古文書が与えられている。元文三年一月には、垂水・越前・加治木家を一門家とすると共に、宮之城島津家がはじめて日置家・花岡家・都城家に並ぶ大身分とされる。当時宮之城家の久倫養子には、元文元年二月生れの吉貴庶子知之助（久尪）が入っていた。筆者はここに、吉貴の意向、即ち正徳期までに一旦整理された諸家の

嫡庶関係と家格について、いわば徳川氏における御三卿の如く、島津氏本宗家、直接には吉貴の血統・血縁関係に基づく家格を新設・再設定しようとする意図としたのではないかと考える。そしてこの状況に応じるように、清香も吉貴庶子の安之助を養子に求め、さらに「小松」改号の実現を望んだのではないだろうか

と推測する。

吉貴の方向性には、嫡家と庶家の峻別、長幼の序列を重んじるころがあった。宝永四年五月朔日付島津吉貴直書に、二男忠五郎誕生（四月二〇日、継豊同母弟、同年二月に加治木家養子とされ翌年一〇月夭折）に当たり「當家之儀二男より八代々家来之格式候處、以前者幼少之内取持重き事共茂候得共、忠五郎事只今二男相應之格式ニ定候」とある。なお同年五月二一日付の達で、忠五郎が島津兵庫（加治木家久住・周防（久尪）・玄蕃（垂水家忠直）と同格とされている。また忠五郎誕生に当たり、宝永三年、従来子弟に認められていた藩主同前の網代輿に乗ることを禁じ、腰板春慶塗とされた。元文三年段階では、一門家の序列が越前家、加治木家、垂水家の順とされながらも実際には「倫次」「其人之人柄」という、その時々の間柄で定められていた。このように吉貴代においては、積極的に本宗家子弟の格付けと家格の再指定が行われたが、その理由については種々検討の余地がある。例えば吉貴若年の節、弟の久尪（貞享四年生）に期待する空気が実父綱貴などの周圀にあったと「山伝集」に伝えられる。事実、元禄八年九月には、記録奉行伊地知重英が諮問を受けて、久尪への越前名家跡相続について上申しており、当時吉貴をめぐる不安・懸念のあったことが窺える。推測の域をでるものではないが、吉貴が嫡子と二男以下に対する差別化をすすめる遠因に当たるとは可能性がある。その当否はともかく、嫡庶の峻別という点は、従来「衾寝氏本宗家を「小松」として、二男以下の「衾寝」と分けることと共通すると考える。

(三) 「小松」改号のその後

宝暦五年正月二三日、前年に第七代藩主重年（六代藩主宗信異母弟、家督寛延二年一月—宝暦五年六月死去）の帰國の謝使を命じられていた祢寝清香は、この際平松家訪問を計画、同年四月に許可される。その願書に、平松家との山緒綱貴代に清雄が江戸定府となり、陽和院（島津光久継室、平松時庸娘）の御意により京都平野神社参詣・平松家への御機嫌伺いに赴くことになった時に、江戸で許可された書留の所持、及び平松時呈へ系図を見せて祢寝の文字を極め揚羽蝶の紋も許可されたこと、祢寝家筋の家来共々目見得にあずかったこと、それ以後の平松家からの書状も格護していることが記されており、養祖父清純・養父清方の代には平松家への御機嫌伺など行方等の処「兎哉角ニ而無其儀」ため、この機会に平松家への目見得を許可されたい、と清香は上申している（『新編祢寝氏世録正統系図』所収文書）。この願出に対応して記録所では調書を作成している。「旧史館調」中目録「祢寝孫左衛門より江戸帰國之節上京平松様へ御目見願ニ付調」を挙げる。

寛

祢寝孫左衛門養會祖父祢寝丹波代、先年江戸詰之節致上京、平松中納言時量卿江御同姓之訳其外段々御懇意之儀共有之、進上物仕御目見拜領物等被致候、依之、此度孫左衛門事 御着城之御禮使御内々被仰付置、江戸表勤方被相仕舞候節致上京、當平松宰相様江御目見等被致度旨、段々願被申出趣有之、相札可申出旨被仰渡、左之通御座候、

一 丹波代上京仕、平松様江御目見仕度旨願被申出候訳、當座相札申候得共相知不申候、

一 平松様御嫡家西洞院御家、御氏祖^者

桓武天皇之皇子葛原親王、其嫡子大納言高棟卿御代初而賜平姓候、自夫

代々御相續、十八代之孫西洞院参議行時卿より九代之孫從二位時慶卿、右御二男平松從二位時庸卿御代初而御家被相樹、其御子時量卿、其御子孫當平松時行卿ニ而御座候、

一 祢寝家、是茂

桓武天皇之皇子葛原親王之御二男高見王、其子高望王代初而賜平姓候、自夫代々相續、大相國清盛、其子小松内大臣重盛、其子三位中将惟盛、其子妙覚高清^{稱六}、其子次郎清重、是則祢寝家之元祖、自夫以来嫡々相續仕来候段系圖ニ相見得、清重代初而祢寝院領知仕候、二十三代之孫當孫左衛門ニ而御座候、

一 平松様御家、祢寝家与上世御同姓ニ而御座候、元祖清重以来、西洞院御家并平松様御家江山緒有之候哉与祢寝家系譜之内段々相札申候得共、其訳相知不申候、左候得共、上世御同姓迄与相見得申候、然共時量卿御代^二者陽和院様御由緒^{島津光久継室}御座候故、右旁之訳を以、丹波御家老職之内致上京、時量卿江願被申上、進上物仕被致御目見候半哉与相考申候、其節祢寝家系圖御覽被成度旨蒙仰、被備御覽、祢寝家號文字誤候ニ付、祢寝之文字ニ御改被下、丸之内上ヶ羽蝶、平松様御家紋故御免許被成、且又丹波江被下置候御書附之内ニ茂、清盛公嫡流之事重盛ニ而候段被為記置候段々、御丁寧被仰付候段、孫左衛門より被申出候趣、系譜之内ニ茂相見得、別条無御座候、

右相札候趣如是御座候、以上、

「將監殿へ差上置候」

宝暦五年亥二月朔日

吉 一人調之、

ここで記録奉行吉山清純^四は、かつて祢寝清雄が平松時量に拜謁した際の理由は記録所としては不明であること、平松家と祢寝家が「上世御同姓」であるが、祢寝元祖清重以来西洞院家（平松家嫡家）・平松家との山緒を祢寝家の系譜からは確認できないものの、「上世御同姓」を拠り所にして、平松家から出て

光久継室となった陽和院の関係もあり、清雄が平松時量に拝謁したのではないかと類推するのである。以下清雄が時量から受けた家号訂正や家紋拝領が事実として列挙され、衿寝清香から提出された系譜をもとにして、今回の拝謁も問題ないものと結論付けられている。ここには元禄期の伊地知重英、そして田中国明らが反対した際に、提出された系図ではなく、自ら文書を証拠として重視する姿勢はみられない。

ところが清香養子小松安之助は、宝暦六年二月二日に継豊の命（藩主は重家）により実兄の今和泉家島津氏忠卿後嗣とされ、衿寝家を辞去することになる。しかし既に平姓衿寝氏として清盛・重盛以下の系譜を藩史局以下に認められ、平松家との関係も是認されていた清香にとっては、安之助が吉貴から「小松」号を認められた事実と、「小松」改号の継豊証状が衿寝家に残された事は、その後の改号要求の十分な根拠になりえた。結局宝暦十一年二月一日付で清香は「小松」号への改称を訴え（「私家ニ付而者無據称号之儀御座候得者、往々相用候様仕度御座候間、嫡子代々小松之称号御免被仰付被下度」）、同二九日付で嫡子代々に「小松」号が許可されるに至る。なお家紋については、清香自身、宝暦五年上京の際に、七代祖清成が軍功により尊氏から拝領したとされる「柏葉相向家紋」と平松家にも関わる「蝶丸之紋」を家紋とする旨平松家に打診し、了解を得ている（「薩陽武鑑」にはこの二つの紋が確認できる）。「新編衿寝氏世録正統系図」はこの「小松」改姓以前のものを呼び、「小松」改号請願の口上竟以下新たに「続編小松氏世録正統系図」が編まれた。同系図には記録奉行息長（吉田）清純による宝暦一二年の序文が記される。

なお小松安之助の養子違変の結果、宝暦六年三月四日、清香の実弟の島津大藏久通を清香の養子とする旨が命じられる（清行・清定）。清香実兄の大藏久丘が実子なく延享五年七月に死去し、久通が養子成して島津大藏家を相続している

た。久通が衿寝家養子となったため、大藏家は叔父（久春弟）の三崎久迨が相続することになる。この久通の養子入の可否と三崎家跡の扱いについても記録所に諮問されている。「旧史官調雑抄」中、目録「嶋津因幡殿跡相續之儀ニ付調」（記録奉行安藤茂貞・添役山田有雄連署調書）を挙げる。

覚

島津因幡殿被相果、跡相續之人無之候ニ付、跡職之儀御存知可被遊旨

（承年）
因幡院様御代被仰渡置候、依之 隅州様被 思召上候ハ、小松安之助殿事、

衿寝孫左衛門養子ニ被仰付置候、因幡殿直弟ニ候得ハ、本家相續与申ニ而

ハ無之候得共、直弟之訳を以因幡殿後嗣被仰付、孫左衛門事直子無之事ニ而

總州様思召ニ候哉、又ハ孫左衛門願ニ候哉、右通被仰付、数年養育仕

候儀ニ候得者、誰ニ而茂養子見合可申出旨被仰渡候茂如何之事候間、島津

大藏事準御二男家ニ候得共、持高等茂少ク家格之勤全ク相調候と申ニ而も

無之、殊ニ 大藏事孫左衛門直弟ニ候得ハ、是を御見合を以孫左衛門養

子ニ被仰付、大藏跡之儀ハ、一男家三崎文大夫別立之節本家高致附属別立

罷居候、右附属高取加へ、本家相續被仰付候ハ、家格之勤茂相調筋ニ可

有之候、右之段々私共吟味仕、何分可申上旨被仰渡、左之通御座候、

一因幡殿家之儀、数代致断絶候処ニ、 總州様思召を以因幡殿 總州様御三

男ニ而和泉家相續被仰付、御一門家格ニ被仰付置候、早世故跡相續之人無

御座候、然者小松安之助殿事衿寝孫左衛門養子ニ被仰付置候得共、未家督

等茂不被成事ニ候得者、孫左衛門方違変被仰付、因幡殿直弟之訳を以彼家

相續被仰付候儀、何ぞ差支申儀無御座、先御代右通之儀、毎々有之事ニ御

座候、

島津大藏事、家督ニ候得共、孫左衛門直弟ニ候得ハ、養子被仰付候儀、

此跡家督相續ニ而又々他家後嗣ニ被仰付候人数、左之通相見得申、

中納言様御子式部大輔殿事、初鳥津備中殿先祖鳥津又四郎久敏後嗣^{家公}ニ被仰付置候処^{久直}ニ、北郷出雲忠亮被相果、実子無之ニ付、又四郎家違変被仰付、北郷家後嗣被仰付、又四郎家之儀ハ、御舎弟鳥津玄蕃殿^{忠亮}へ相續被仰付候、且又

中納言様御子松千代殿事、初伊集院遠江久族養子被仰付、家督相續ニ而御座候処ニ、違変被仰付、鎌田隼人先祖鎌田治部政統養子ニ被仰付、伊集院家之儀ハ、御舎弟^{正勝同母弟久直}右衛門殿相續ニ而候、先々追水善左衛門事、森喜右衛門^{有貞}二男ニ而御座候処ニ、堀之内六左衛門養子被仰付、家督相續ニ而堀之内六左衛門^{知重}申候処ニ、御庶流追水家之子孫追水内記^{忠直}申者寛文十年相果、跡相續之者無之ニ付数年断絶仕候処ニ、總州様御代宝永六年九月、右六左衛門事内記跡相續被仰付、堀之内家之儀ハ、伊地知八之丞二男を養子ニ被仰付候、右次第三御座候得者、家督仕候者^茂又々別家養子ニ被仰付先例ニ御座候、大蔵事、先々大蔵末子^{久直}ニ而、先大蔵養子ニ罷成候、然共違変被仰付、孫左衛門弟^二而候故、養子被仰付候而度何ぞ差支申儀ハ有御座間敷与奉存候、乍然大蔵家之儀者准^二男家^二而、家格連名頭^二有之、祢寝家之儀ハ他家^三而候得者、連名末^二有之、同一所持なから、年頭御禮^者座等相替り申候ニ付而ハ、其身より何様ニ存知可申哉、乍然大蔵事、孫左衛門養子ニ被仰付、大蔵跡之儀ハ三崎文太夫高相加、本家相續被仰付候ハ、先様家格之勤^茂相應ニ仕管御座候得者、家之為ニハ百敷事ニ御座候、

大蔵事、孫左衛門養子ニ被仰付候ハ、大蔵家之儀ハ、二男家三崎文太夫事自分高持越大蔵跡相續之儀ハ、本家相續之事ニ御座候間、弥以其通可被仰付事ニ奉存候、

右之通吟味仕候、中納言様御子式部大輔殿・松千代殿并追水善左衛門追水家相續、思召を以て被仰付与相見得申候、此節大蔵事孫左衛門養子ニ

被仰付候儀、隅州様思召を以て被仰付儀ニ御座候得者、同前之御事御座候間、餘例ニハ不能成筈ニ御座候故、何ぞ差支申儀有御座間敷与奉存候、以上、

宝曆六年子二月十二日

山
安
調之、

先ず小松安之助は祢寝清香養子ながら未だ家督を相續しておらず、祢寝家を辞去し今和泉家を相續することに支障はないこと、次に一旦家督相續後にまた別家の後嗣となった先例として、初め垂水鳥津家を相續し、次いで北郷氏(都城鳥津家)を相續した鳥津家久の庶子久直と垂水家を継いだ久直の実弟忠紀(光久同母弟、母は鳥津忠清娘慶安夫人)、同じく家久庶子で初め伊集院氏、次いで鎌田氏養子となった正勝(母は宮原景辰娘)と伊集院氏を継いだ実弟久朝が示されている。また宝永六年九月から一〇月には、鳥津吉貴の命により数十年断絶していた鳥津氏支流の追水・義岡・薩州家忠清一流が再興されるが、この内追水家跡を継いだ久直(森有貞二男で堀之内重清養子となり知重、違変して城下士追水家を樹つ)の事例も示されている。ここで懸念されたのは、祢寝家は他家であり、鳥津氏本宗家準^二男家^二の大蔵家と比してその家格が低い(大蔵家は「家格連名頭」、祢寝家は「連名末」)ことであるが、別立した三崎久直に附属された高を再び大蔵家に併せることにより「家格之勤」も調うことが逆に期待されている。かつて一門筆頭の垂水家に比して家格は低いとされながら、藩内最大の私領主北郷氏相續に光久実弟が送り込まれ、垂水家には同母弟が入った経緯と、大蔵家を一旦相續しながら違変して兄祢寝清香養子となった久直について、実際の事情はかなり異なるものと考えられるが、その点に踏み込んだ吟味は記録所職員には不要であった。これらの養子成の事例が全て藩主の思召によるものであり、今回のことも「餘事ニハ不能成筈」であり、何の支障もないとさ

れている。

おわりに―「小松」改号をめくって

祿寝清雄の「小松」改号の意図は、清香代の延享二年、養子安之助への「小松」号承認を経て、最終的に宝暦一年に実現する。近藤成一氏が明らかにされたように、宝暦一〇年前後には祿寝氏文書・家譜の整理が集中して行われており、これらは改号実現と深く関わっている。かつて清雄の改号運動に対して、元禄期の記録奉行伊地知重英は、系図のみではなく、証拠文書に基づく必要を主張し、この考え方は当初改号に対して前向きであった同僚田中国明にも共通するものであった。田中も文書を拠り所として「小松」改号を否定するに至っている。この考え方は、宝永五年比志島氏の「村上」改号を巡る記録所の判断にもみられる。即ち、それは伝来の所領に基づく名字であり、文書にも「村上」ではなく「比志島」のみが確認できることから、存名の「比志島」を「村上」号より妥当とするものであった。藩主吉貴もこの結果を承けて了解し、以後比志島氏が「村上」を名乗ることはなかった。

しかし、ほぼ同時期の元禄一四年、阿多義扶の「畠山」改号については、記録所の判断は不明ながら、改号を認められている。一つには、元米「畠山」であったものが、幼少の忠栄を「後見介抱之厚恩三而阿多名字を名乗」った経緯から、祿寝氏や比志島の場合とは別のケースとされたと考えられる。当時の藩主綱貴には、山緒ある氏姓を重んじる傾向が認められることや、本件に対して江戸にあった猿渡信安・田中国明らが積極的に活動したことも、改号実現の要因と考えられる。またもう少し穿った見方をするのであれば、義扶が島津光久庶子であったことも関わる可能性がある。

「小松」改号においては、島津吉貴の存在が大きかった。後に清香が「小松」改号を求める根拠となったのが、一時清香の養子とされた吉貴庶子安之助に対して、嫡子代々「小松」を認める延享二年正月二十五日付継豊証状である。安之助の祿寝氏養子成と、「小松」号決定には、国元にあった吉貴の意向が強く反映されていたと考えられる。祿寝氏の「小松」改号は、証拠文書に基づき、これを改号の可否基準としたかつての記録奉行からすれば認めがたいものである。しかし、延享期には積極的にこの改号に異を唱える動きは確認できず、元禄期までに積み重ねられた系譜・平松家との関係や林大学頭の平姓承認が大きな証拠とされているのである。記録所の判断基準が次第に文書中から厳密に証拠をとる方向から、提出された系譜を中心として、近世以降の実績によるものに次第に変化していった面も窺える。

その上で筆者は、この「小松」改号の実現を、元文以来進められた、吉貴―継豊子弟による島津氏一門以下の一種の再編・藩屏化の中で理解すべきではないかと考える。また特に嫡子と二男以下の峻別方針を明確にした吉貴は、実子の養子成において嫡家の「小松」と庶家の「祿寝」と分け、これが後の改号実現に至ったものと考ええる。

また例えば、越前(重富)家や今和泉家の再興に当たり、記録所で編修された系図・家譜・文書などが、延享元年・二年にそれぞれの家に付与されていることも併せ考えるべき点であろう。家の正当性を示すものとして、吉貴の指示のもとで系図・家譜・文書などが編修されたことは、祿寝清香の系図・家譜・文書の編修にも当然強い影響を与えていたと考える。

註

(1) 文書には祿寝・根占が用いられ、「新編祿寝氏世録正統系図」(東京大学史料編纂

所所蔵) 寛保元年(一七四一)六月二四日条によれば、従来の家号は穴冠の「殺」字であったが、正字でないため、江戸勤務を契機に「寢」字に改めたという。本稿では便宜上「寢」で示す。本稿での称寢氏代数は同系図による。また同系図を翻刻したものに『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』(以下「家わけ」)一(一九八八)、村山知一編『近世・彌生文書』(私家版、二〇〇一)がある。

(2) 小松清廉関係史料に「小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事」(『鹿兒島県史料集』二一(一九八〇)がある。

(3) 昭和59年度科学研究費補助金(一般研究B) 研究成果報告書「西日本における中世社会と宗教との総合的研究」、研究代表者小泉宜石、一九八五。

(4) 『家わけ』一、『季安』三(二〇〇一)、『季安』四(二〇〇三) 解題参照。

(5) 「新編称寢氏世録正統系図」によれば、重張長子菊千代は慶長三年(一五九八)、次子で一八代の重政も寛永元年に早世している。福寿丸は「新編称寢氏世録正統系図」において一九代とされる。福寿丸(久雄)も重永と同年の八月二日生れ、母は相良長辰娘である。

(6) 寛永一八年とされる二月三日付根占七郎(重永)宛の島津光久書状には、心置きなく「其方事頼母敷存」と述べられており、一族の結束を求める光久が、この時期重永へ好意を示している。『鹿兒島県史料 旧記雑録後編』六(一九八六)の一八一号。

(7) 推定寛文七年七月二九日付の島津光久内意覚書(『季安』五(二〇〇四)所収「諸旧記文書」一〇二号)には、「称寢右近身上頼立候儀被聞召及候故、いつもの分ニ而者追迫之躰ニ候半と思召、嶋津兵庫殿領分加治木江隠居ニて堪忍仕、何方にも罷出様ニと被仰遣候」とみえ、また清雄自身「称寢家之儀者上ニ茂大形ニ被成由ニ而、先年親儀も不奉願内ニ隠居被仰付、則家督被仰付」、また「親隠居被仰付、親代之借銀持高三百石借銀為返上差上候」と述べる(「略記」三三号)。

(8) 推定寛文二一年四月一八日付喜入久甫達書及び五月五日付同書状(『家わけ』一七

(一九九八)所収「曾本文書」(以下「曾木」三三二・二八一号)。

(9) 「略記」四号。また清雄は譲るべき男子のない自身を「番代」としている。

なお「曾木」二二八号の「萬覚書」中、万治三年(一六六〇)四月二三日条には、「市正(島津忠廣・加治木島津家忠同母弟)様被仰候ハ、称寢右近(重永)殿去年向之嶋ニてし、ヲいさせられ候、其後きじくびなども被射候由、嶋より申承候、筑前(島津久頼・家老)殿も被為せ、もはや過去たる事ニハ候へ共、武庫(忠朗)殿よりきひしく被仰候而可然候由、我等前より申せニて候」とあり、この後記主曾木氏(加治木家役人。重知)は久頼の許を尋ね、光久下向(同月二三日江戸発、五月二八日鹿兒島着)の際に忠朗から申し出ること、そうすれば「右近殿御料かるく可有御座哉」と言われている。これらの事も光久の言辭の背景にあつたのだろう。

(10) 「略記」三三号。

(11) 「略記」四・五・六号。農政に関わる帯刀久元とのやりとりについて、四月六日・九月一〇日付の称寢八郎右衛門宛書状^二通がある(島津家本「山口九十郎氏所蔵文書全」)。

(12) 「略記」四〇号・四一号。

(13) 「旧伝集」(『新薩藩叢書』一(歴史図書社、一九七二)所収「薩藩旧伝集補遺」)には、

「称寢丹波殿^{初郎左衛門、後御家}と云ふ人あり、月に六度つ、咄、或は夜を企たて人々の口を聞、物事を取さばく人の由、其比迄は御國椿すくなく外國より紙御取入に成事餘多なる事にて、上様御物入に候由、其事を皆々へ或夜咄の時被申候へば、誰か申には、御國の椿仕立様不宣、中國の邊は椿多く仕立様宜敷所の由申候へば、丹波殿是はよき事を承候、御用の事なれば、其方行てよき所を習ひ被參問敷哉と被申候へば、誠に易き事也、習ひ可參といへば、丹波殿具足箱より銀五百両取出し、其方へ可當、何卒早く出立可有之と被遣、惣て帰、御國も椿多くなり、當分は他國へ出由、

と伝える。

(14) 伊地知重英。田中国明については拙稿「薩摩藩記録所寸考(二)」(同(三))
『黎明館調査研究報告』第15・16集、二〇〇二・二〇〇三・二〇〇三。越前島津家再興問題
と記録奉行伊地知重英(『鹿兒島史学』第48号、二〇〇三)参照。

(15) 「徴古録」は鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫中(以下玉里文庫本)。「舊典跋
萃」は東京大学史料編纂所所蔵島津家文書島津家本(以下島津家本)。なお島津家本
「旧典類聚」卷十二の「諸家由緒」中及び同卷十五上所収の「旧典拔書」中に同文が
ある。近世の諸家由緒関係の記録について、伝写の過程の検討は今後の課題である。

(16) 兄は初室に島津家久姉御屋地の娘、後室に家久妹御下の娘を迎えた松平定行。な
お初室を生母とする定行嫡子定頼の女子は島津綱久室となり綱貴を生む。また吉貴正
室は、定頼庶子定重の娘であり、同家と島津家の関係の深さも注目される。拙稿「島
津家由緒をめぐって―元禄から正徳期における政治的役割―」(旧記雑録付録『月
報』28、二〇〇七)「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」(『鹿兒島史学』
第52号、二〇〇七)参照。

(17) 定房らの島津氏系図閲覧に際して河野が種々説明を行ったことが記録所日帳に残
されていた。拙稿「薩摩藩記録所寸考(四)」(『黎明館調査研究報告』第17集、二〇
〇四)参照。

(18) 『季安』六(二〇〇六)所収「御犬手組拾考」一六号。なお前年四月七日の江
戸芝濱邸における幕府老中以下観覧の犬追物でも比志島義時は「村上」を名乗ってい
る(同(一)一七号)。

(19) 「略記」三八号。

(20) 『季安』三所収「諸家系図文書」二五の二号。

(21) 玉里文庫本。『鹿兒島県史料集』六(一九六六)。初めに「此二十家者自家之系譜
文書ヲ以相考大概書調申候、此外相顕候家御座候得共、事繁候故略仕候、尤家之高下

次序不相分書記候、且又於御記録所書記候上者、他見之儀御用捨可有之与奉存候、左

様ニ無御座候得者、家々之批判ニ罷成、還テ障ニ可能成事ニ御座候間、仰御賢慮候」と
あり、種子島氏以下田尻氏まで、祢寝氏を含む二〇家を記す。田尻氏の記事末に「申
三月二十五日」とある。同内容の写は、鹿兒島県立図書館本「御家中二十家考証」中

「御家中二十家考大概」(奥書には宝永元年を明記)、島津家本「御家中二十家考大
概」及び「旧典類聚」卷十二にも収められている。特に「旧典類聚」には「諸家之由
緒書」を島津大藏久明の求めにより記録奉行肥後盛香が調べ、一冊にして久明に渡し
たこと、奥書の目付下には「寶永之申年(元年)六月十四日写之卜有之」とある。同
書の内容について、祢寝氏の嫡家徳慈丸とあれば、清雄没後、宝永元年二月の元服
以前の時期を示す。また同書中鎌田氏嫡家は同一五年三月出雲に改名した正甫(宝永
四年二月藤四郎改名)であり、比志島氏嫡流は元禄一六年三月死去の孫太郎義頼跡
(宝永五年米良重年が相続、範房)と記され、時期も符合する。「鎌田氏系図」(『鹿
兒島県史料 鎌田正純日記』一、一九八九)・「源姓比志島氏系図」(『鹿兒島県史料
旧記雑録拾遺 諸氏系譜』(以下『諸氏系譜』三三、一九九二)。

(22) 同文は記録所にも写されたと推測する。『季安』五所収「諸旧記文書」八六号に
同文があり、八七・八八・八九号は何れも祢寝氏関係文書である(清重に祢寝南俣地
頭職を補任する建仁三年七月三日付関東下文・同年七月廿七日付北条時政書状・根占
七郎重張宛に吉利村・伊集院西候計三千二百七十三石余を返地として与えた文禄四年
九月三日付伊集院幸佩・本田三清連署知行日録)。

(23) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」(『黎明館調査研究報告』第19集、二〇
〇六)参照。祢寝清雄は元禄七年家紋を半松時量に求めたとあるが、島津氏支流伊集
院氏や北郷氏でも同時期に定紋をめぐる動きが確認できる。島津氏支流の家紋は正徳
元年に規制される。また祢寝氏とほぼ同格の incoming 氏では、二代重矩(島津光久庶
子久重、元禄二年二月入来院院規重後嗣)代の元禄五年二月二十八日に、藩主綱貴

から「唐草十文字紋」を賜り定紋としたという。「入来院氏系図」重矩譜（朝河貫一著書刊行委員会編著「入来院書 新訂」、一九六七）。

(24) 「源姓比志島氏系図」。同系図によれば、重賢の嫡子祐範が比志島を号し、二男以下西侯・河田・城前田・邊平木を号す。

(25) 宝永三年の諸家系図文書再撰に際して比志島氏庶家の取りまとめを義暉が行っている。拙稿「薩摩藩記録奉行市来家年について」（『鹿見島地域史研究』三、二〇〇六）参照。

(26) 「諸旧記文書」三三三号。本文引用のように、「旧史官調雑抄」（島津家本）中の同文には、四月七日付の藩主意向を伝える岩切正九郎継書も記載される。

(27) 例外には幕末の弘化三年（一八四六）閏五月に島津斉彬より「島津」を許可された始良（碓山）氏（久徳）がある（『君家累世御城代御家老記』、『鹿見島市史』Ⅲ、一九七二）。

(28) 拙稿「薩摩藩記録奉行市来家年について」参照。

(29) 「本藩人物誌」（『鹿見島県史料集』二二三、一九七三）によれば、上井采女（兼延）は正保以後の承応元年（一六五二）に諏訪嫡家から許されて「諏訪」を号す。なお上井嫡家は早く覚兼の嫡子経兼の慶長一五年、島津家久の許可を得て信濃の諏訪嫡家頼満へ参上し「同姓ノ故ヲ以」て諏訪改号を免許されたという。

(30) 「本藩人物誌」別府頼延・仁礼頼景の記事によれば、別府氏は新羅三郎の後胤で加世田別府村を領して氏とし、義弘・忠恒（家久）に仕えた頼延の子頼景の代、元和六年の犬追物に際して「仁礼」を願い出許可されたこと、この際に宮原左近より、別府が宮原の一姓であるとして相論があり、結局家久から「別府之仁礼」「宮原之仁礼」と分けられたという。文徳天皇六代仁礼親主の後胤で薩摩国別府庄を拝領したとある宮原氏の景晴（秋扇）・景衡・景頼三代の記事によれば、景晴時代に別府頼景が「本名ノ由」として「仁礼」に改号したことにつき、地頭所高尾野から出て一門の野

村大学の所に宿し申し入れを行ったものの「久敷儀ニテ如何様成儀モ存知不申」、この件が家久の耳に届き双方「仁礼」を命じられ、元和六年の犬追物で秋扇・景頼が「仁礼」に改めた（景衡はその前に死去）こと、景頼は王子原犬追物にも射手を勤めたとある。「御犬手組拾老」二一六号に「仁禮左近將監」をみる。「旧典類聚」卷十二所収「諸家山緒」中には、推定元禄一六年二月二十五日付の仁礼家由緒書（記録奉行田中・市来・肥後の調査）があり、別府・宮原の両仁礼氏について述べる。また「大蔵姓高橋氏系図」種直譜によれば、將軍家に対し父元種の罪を謝すため外祖「山原」を一時号し、万治二年に復号したとある（『諸家系図文書』三三三号）。但し高橋氏が寄合となるのは「薩陽落穂集」（『新薩藩叢書』四、薩藩叢書刊行会編、歴史図書社発行、一九七二）などによれば宝永二年のことである。

(31) 「島津家資料 島津氏正統系図（六志）」（『尚古集成館編集、島津家資料刊行会発行、一九八五』）。なお義扶が阿多名跡相統以前元服の際に、光久の意向により伊地知重英が加冠を行っている（拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」）。

(32) 『薩陽武鑑』（『尚古集成館発行、一九九六』）。阿多忠栄子の忠盈は病弱で家督たらず、明暦三年一〇月朔日、光久の命で喜人肝付家の兼屋二男（母は光久同母妹）兼雄が忠栄婿猶子として入る（忠長・忠朝）。これが早世したため義扶が継ぐ。「伴姓統譜」（『家わけ』二（一九九二）所収「肝付家文書」）及び「旧典類聚」十五上。

(33) 菊池新三郎は元禄一三年在江戸が確認される（元禄一三年一月一日付菊池藤助宛の菊池新三郎覚書（『鹿見島県史料 旧記雑録追録』（以下『追録』）二、一九七二）八四二号。元禄一〇年から一五年は、国絵図作成・幕府への提出と併行して、島津氏初祖忠久が源頼朝庶長子とする島津家山緒が幕府関係者に積極的に働きかけられた時期であり、江戸では島津光久以来島津家に仕えた儒者菊池藤助や弟の新三郎が活動した。拙稿「島津家山緒をめぐって」参照。

(34) 七月六日付の島津綱貫書状（『追録』二の四七三、四七四号）、八月十八日付の島

津吉貴書状(「同」五一八号)。

(35) 『季安』四所収「猿渡系譜文書」及び「統編烏津氏世録正統系図」烏津綱貴譜。

「猿渡系譜文書」には当時藤原姓の了解を近衛家に求め働きかけていた信安の書状及び六月の訪問前後の記事を載せる。猿渡信安については拙稿「薩摩藩記録所考

(二)で田中との関係・近衛家への働きかけを示したが、「諸家出緒調」(烏津家本)中「河野六兵衛通古被書記置候諸家大概之内^二」として、猿渡氏については「平

姓^三而御座候、系圖は此節持参仕候書物之内^二相加有之候、御意次第可奉備 御覽候、

文書等ハ無之候、猿渡大炊入道休覚事ハ 貴久公江奉仕、蒲生之地頭をも被仰付候、

大より代々結構^二被召仕候、休覚ハ猿渡勘左衛門六代之祖^三而御座候、勘左衛門家嫡

家と相見得申候、「采書^三」天正之頃猿渡越中と申者有之候、其子掃部と申候、越中以

来地頭をも被仰付首尾好被召仕候、喜右衛門・少左衛門掃部子孫^二而御座候」とみえ、

当時諸家にみられる嫡庶の問題を猿渡氏も内在していたことが推測される。後に信安

の子信方が重き「謀害」の罪を犯し、信安及び子女共々処罰され、以後猿渡嫡家の主

張ができないように記録所に關係系図・文書が保管された一件は、この間の事情の複

雑さを示している。拙稿「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」参照。

(36) 『追録』一の九六一号。

(37) 『追録』一の九六三・九六四・九六五・九六六号。大賀郁夫「近世期における烏

津忠久の頼朝落胤「伝説」について」(薩摩藩法令史料集「月報」2、二〇〇五)参

照。

(38) この年定められた年頭御札着座(年頭座配)の格式に準じて定められた七月二七

日付八朔進上物定(『追録』二の一六九五号)には、異姓の種子島氏、敷根(市成島

津)氏、頼姓氏に続けて称寝・入米院氏を挙げ「右之両家此以前より御太刀進上隔年

^二前後有之候、此儀年頭御禮着座不相並候間、右之次第被仰付候」とある。

(39) 平右衛門久備・親央、獨樂。「薩摩重職補任」によれば宝永五年七月二二日記録

方見習、正徳元年一月晦日記録奉行、宝暦五年一月二六日致仕まで勤務年数四八

年とある。「田伝集」(薩摩旧伝集補遺)には、烏津吉貴外出の中途に見出され見小

姓から記録奉行に至るエピソードを伝える。

(40) 権兵衛俊徳・仲右衛門俊雄。「薩摩重職補任」によれば正徳五年正月二三日記録

方見習、享保六年正月二五日記録奉行。享保七年七月二六日及び延享四年一月二二

日に鹿兒島城対面所で行われた、新藩主継豊及び宗信(第六代藩主、家督延享三年一

月一寛延二年七月死去)による烏津家伝来の重物閲覧に際して、その由緒来歴の解

説を行っている(烏津継豊譜「追録」三(一九七三)の一四三五号・「同」五一

九七五)の一四七号)。但し俊雄は、寛延三年一〇月二日「訳有」罷免されている。

これは前年二月二日、記録方稽古志賀善藏親友との「口論」によるもので、志智も町

田と同日罷免されたと「薩摩重職補任」にみえる。「史館調」(烏津家本)中日録「町

田仲右衛門御番勤方之調」(宝暦二年七月二二付の記録所調査)にも「具身無調法之

訳有之」て奉行罷免・地頭所召上、遠方寺入にされた」と記される。

(41) 『追録』二の二四一九号。

(42) 「薩陽落穂集」、「歴代制度」鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集 三(二〇〇六)

の二三五七号。

(43) 拙稿「烏津氏」支流系図」に関する考察」参照。

(44) 「薩摩旧伝集補遺」。久備は元禄八年二月加冠、同二年七月に采地五千石を綱貴

から与えられ、この間通称三郎五郎から又八郎と改めている。「又八郎」は烏津家久、

加治木烏津家初祖忠朗(光久異母弟)・久薫父子が称している。同一五年には、綱貴

から教訓状を受け、兄吉貞「差次之弟」としてその補佐たるべく指導されている。宝

永五年閏正月別家を樹ることとなり、享保九年継豊から大始良郷木谷村、さらに野

里村の地を割いて花岡郷私領主となる。「諸氏系譜」三所収「烏津周防久備」流系図、

『追録』二の二三三三号・「同」三の二六七二号。

(45) 拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」参照。伊地知が主張し実現しなかった越前家再興が吉貴の子忠紀において実現することも皮肉といえれば皮肉である。

(46) 「薩藩重職補任」によれば、元文三年一〇月二二日記録方稽古、同六年一二月二一日記録方添役、宝暦五年正月二一日記録奉行、明和四年(一七六七)使番転役。

(47) 祿寝(小松)家と同家の関係は以後も続き、久迫曾孫清穆が寛政三年(一七九二)に清宗養子となる。

(48) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」参照。

(49) 吉貴・継豊代の政策決定や、近世薩摩藩の中での位置付けについてはさらに検討も必要だろう。この点については、この時期の藩主世嗣の養育環境、側・奥の関係者、世嗣時代からの側近層と国元の関係、家督相続による家老以下の人事など、具体的事例の蓄積がすすめられる中で明らかにされると考える。

(50) 近藤氏の論放によれば、「小松」改号許可に先立って宝暦九年六月「治建文献」

同一〇年春「祿寝院地頭職証帖」・同一年二月「貴家文献類聚」・同年夏「後撰拾遺文献」「水戸黄門詳覧文集」が編まれている。そして「小松」改号に当たり、祿寝

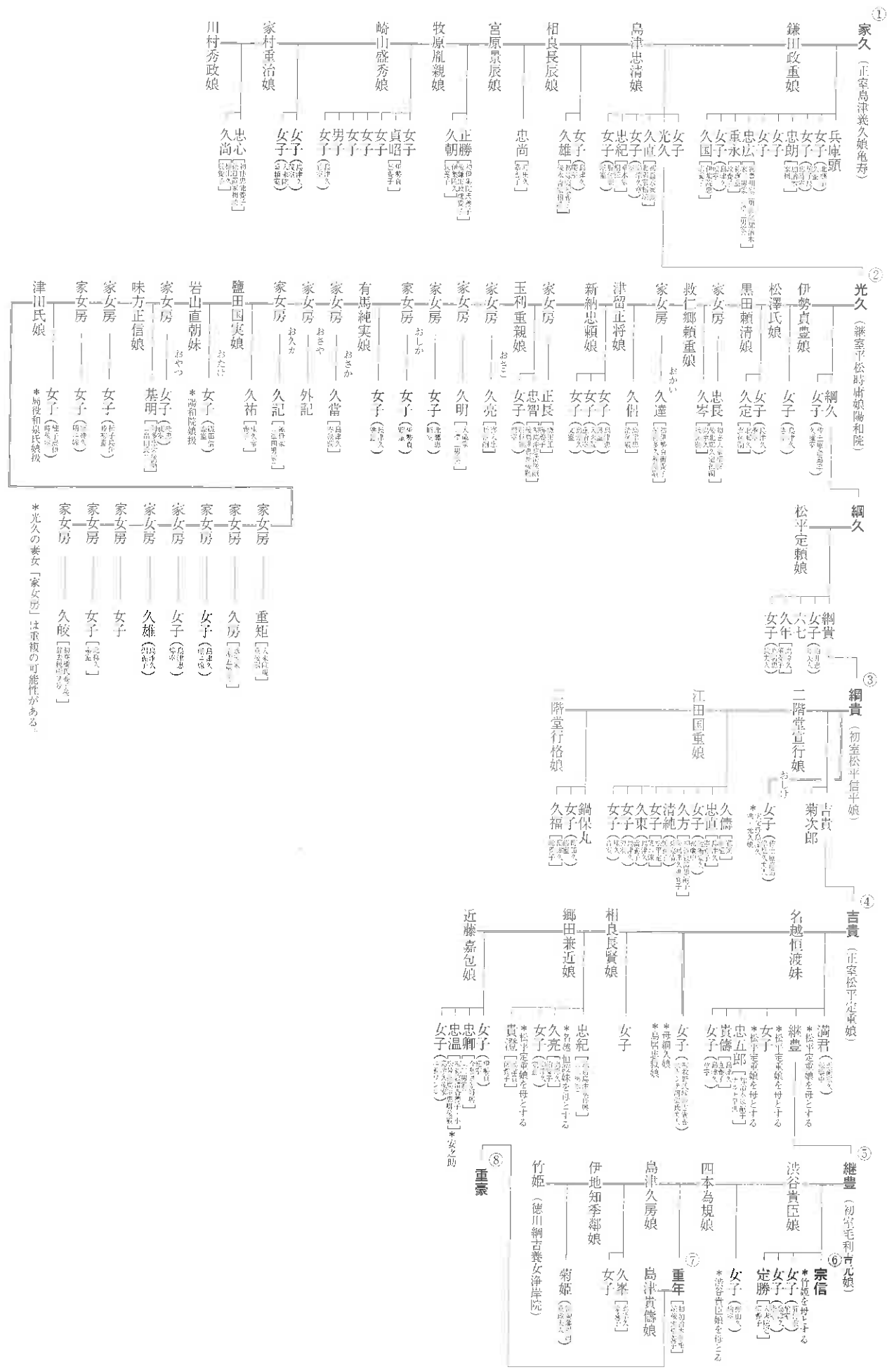
(小松)氏では関係の諸文献中、平姓の根拠ともいべき半維盛遺児六代高清(祿寝氏祖清重の父)以降の文書を「平姓祿寝氏正統文献」に成巻し、それ以前の治暦―建久年間の文書一〇通は、家に関わらないものとして「治建文献」に成巻されたという。

系図と符合するように文書をまとめる清香の意識が窺える。なお『季安』三所収「平姓祿寝氏略系図」「諸家系図文書」(一六号)では清香に清行を継ぎ、安之助については清香譜中の記事のみである。また記事の下限は天明元年清香死去である。

(本館 学芸専門員)

(圖2) 島津氏略系図

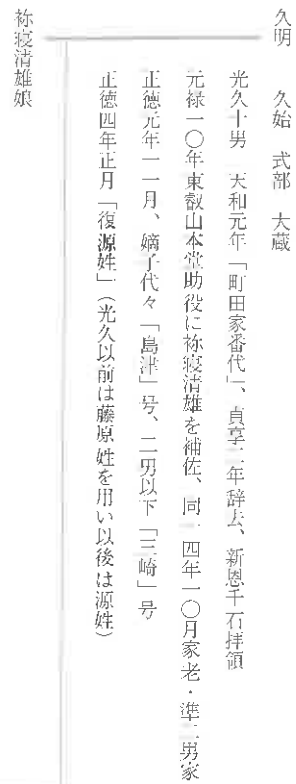
*数字は藩主代数 藩主室は初めの出産順に配列、二重線は婚姻・養子関係を示す



*光久の妻女「家女房」は重復の可能性がある。

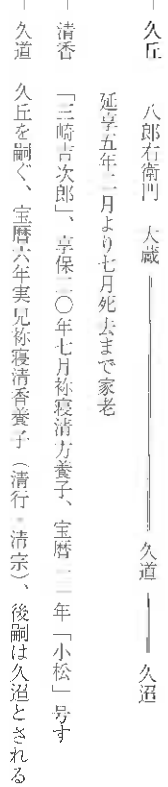
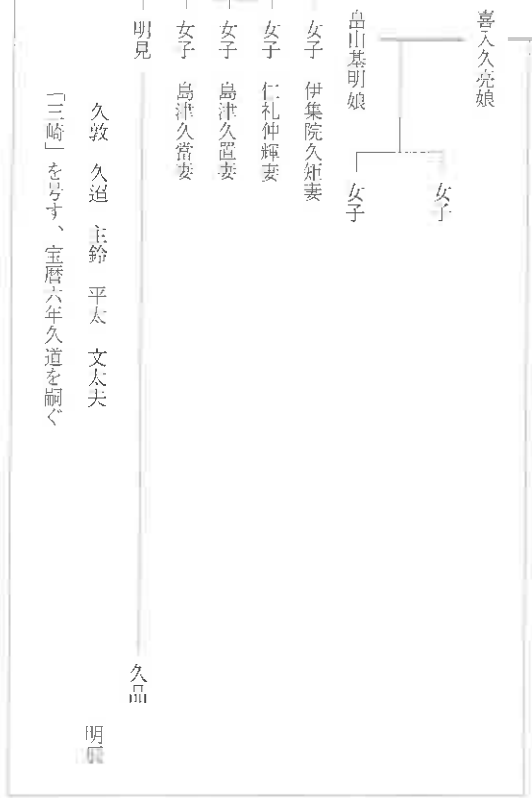
(圖3) 島津大藏久明「流略系図」

*「文流系図」(龍氏系譜)、「薩陽武鑑」,「島津家因老并御用人証」参照



久春 久誠 久芬 久純 近江 左仲

享保八年二月より延享三年二月六日死去まで家老



(圖4)

清盛

安藝守從一位太政大臣

重盛 ○養和元年辛丑閏二月四日薨、年六十四、法名淨海

惟盛

正三位左大将 號小松、内大臣

高清 ○治承三年己亥八月朔日薨、年四十二、法名淨蓮

法名淨圓

重清 章名六代律師妙覚

高治 ○文治元年乙巳春、西州之合戦、平族悉没海、高濑狼狽、同十二月十七日為北條

清之危難、稱有師弟之親、請免之於時政、時政曰、非吾之所知、可告鎌倉也、

文覚乃誅于 頼朝卿、竟得免、而高濑為文覚之弟子、時年十二也、

同五年薨髮名妙覚、時年十六也、

建仁三年癸亥十一月廿七日、於關東田越川被誅戮、年三十、法名良潮、

清重

次郎沙弥行西

傳稱、清重者妙覚在高雄時之子也、因稱其祖清盛・重盛父子之諱字號清重、

北條時政者同姓之因也、丁鎌倉

將軍頼家卿之治世、竊告時政曰、壽永・元暦・文治中之合戦、一族悉殲、家系將絶、

吾今幸免死、吾有一子、冀欲浴鴻恩貽子孫、時政乃領之、

建仁三年癸亥七月三日、賜

頼家卿下文、為大隅國祿南侯院南地頭職、時政亦贈書於 薩隅日三州刺史

忠久公、叙清重地頭職之事、既而清重初下着南侯院、以祿寝為家號也、

貞應二年癸未六月死、法名行西、

清重二十三代之孫當祿寝孫左衛門

表1 「新編祢寝氏世録正統系図」抜粋

卷	和暦年	季	月	日	記事など
					重永
12	慶安2	冬			番頭役として江戸芝第に到着。
			11	18	光久使者として登營，家光に拝謁。坂井忠勝郎にも赴く（忠勝には会えず）。
	慶安3		2	28	江戸三十三間堂で射す。
			4	15	同上。
	万治2				始良地頭職。
					光久に従い参勤，芝邸に入る。 帰国の後，祢寝七郎から右近に改名。
寛文7				百次地頭職。	
貞享5		12	15	家督を清賢（清雄）に相続し隠居。実兄兵庫忠朗の加治木に移居（光久の命）。	
		8	23	加治木で67歳死去。吉利の園林寺に葬る。 清雄（清賢，安千代・七郎・八郎右衛門・孫左衛門・丹波）	
13 上	正保3		7	23	誕生（鹿見島）。母は北郷讃岐忠能娘。
	明暦2		2	6	元服。光久加冠。七郎清賢。太刀一腰・馬代銀一枚・天井折六合・樽三荷。
	寛文7		12	15	家督相続。八郎右衛門に改名。
	寛文8		12	20	四番頭・番頭役。大根占地頭職。
	寛文9		11	23	平田宗正より御用帳写を受ける。同年閏10月17日，清賢は二之丸へ行き，今度の谷山閑狩に吉利衆を連れての活動を褒められる。（御用帳に記載）
		延宝1		10	22
			11	28	登營。大久保清教・杉浦正昭宅にも赴く（会えず）。大久保宅へは再度赴く。
			11	29	登營。その後帰国の命。
	延宝3		4		番頭役として江戸芝邸に寓す。
			12	3	禁裏造替あり，光久使者として上洛。禁中長橋局に伺候。
			12		使者の勤を終えて再び江戸へ。
	延宝4		1	2	光久の不予により代って登營し年首賀儀を上申。
	延宝6		5	2	番頭役として綱貴に従い江戸へ赴く。
	延宝7		9		綱貴に従い帰国。
			12	25	綱貴が田布施にて放鷹。吉利の清賢宅に入る。
	延宝9	春			光久の命により，国分組倉庫・耕作田などを総指揮。
	天和2	夏			惣郡座の諸事を指揮。村山経智を通じ勞いの品など拝領。
	天和3		11	11	吉利の深因院を再興，開眼供養。
	貞享1		10	1	顯娃地頭職。
	貞享3		9	1	資材を受けずに惣郡座を監督指揮していることに対して，光久から銀拝領。
	貞享4		10	2	惣郡座監督につき発願。（七年間）
	貞享5		8	23	重永死去。
			12	4	綱貴が山布施からの帰途吉利に立ち寄る。
	元禄1		12	16	綱貴の命によって御詰職となる。
	元禄2		2	6	執事（家老）平田宗正と「御物座惣郡座両職」を監す。
	元禄3		12	3	綱貴止宿。
	元禄5		11	10	執事（家老）職。職田2000石拝領。
			11	21	孫左衛門に改名。
	元禄6		2	16	家老として綱貴に従い鹿見島発。
			4	2	江戸芝邸に着。
			4	12	綱貴に従い登營。幕閣へ挨拶。
		7	27	幕府官医竹中通庵の請に随い，祢寝家系譜・文書を水戸光圀に閲覧してもらうため，その家臣森尚謙と交渉（同日付書状）。	
		8	22	閲覧が済む。20日に借覧・筆写したとある（森の22日付書状）。平姓小松殿関係。	
		9	23	松平定重（越中守）娘と島津吉貴の婚約。清雄は聘使を勤める。	
		11	4	水戸光圀より親書。系譜文書親覧への謝辞。森からも竹中宛に謝辞。光圀の書は専要として別軸となる。	
元禄7		11	10	清雄は水戸家の庭を見学中出，次の12日となる（10日付森書状から）。記事では13日。	
		3	2	清雄の嗣子なく，綱貴四男愛寿丸（久見・久方。後に島津図書久洪養子）を養子とすることとなり謝意を示す。	
		5	3	愛寿丸が初めて清雄の「旅宅」に来，賀儀あり。	
		5	4	綱貴が虎安丸（女蕃久慈養子）・愛寿丸・側室と清雄宅に来る。	
		5	9	大札を讀ませた吉貴が初めて松平定重邸へ。清雄は中務久輝と従う。	
	6	1	綱貴は二男虎徳丸（久備）を従え江戸を発ち，帰国。清雄従う。帰国途中で光久の死去の報せ。		

		7	4	帰国。
		7	28	綱貴の命によって8月4日鹿児島を立ち江戸へ。備州鞆津に泊り小松寺に参詣。重盛の位牌を拝す。碑面粗末をみて改製を寺主に約して、この事を平松中納言時量に達す。時量自筆で文を著しこれを小松寺に喜捨。
		8	晦日	京を過ぎ平松時量第に伺候。時量も祢寝家の系譜・文書閲覧を希望し心諾。後日謄写して閲覧に供することを約す。(「平松家為平氏同姓之好有通音問、仍候于其第者也」)
		9	2	山城国平野大明神参詣。平家の氏神。金子を神主に与える。
		9	3	平松第に伺候。清雄から、祖先が禰寝と根占を雑記しているが、いずれを用いるべきかと問いかげ。時量は文献にある禰寝を用いるべしとする。家紋について、一門の中上羽の蝶を家紋とすることも「共ニ可也」。
		9	18	芝邸着。この際に、長期滞在を命じられてた清雄は、妻女を伴っていた。
		10	4	平松時量より、系譜・文書を見た後の書状あり。系図内容に記録することの指南ある。(文書あり。「愚存之分任芳意注付進覧候」。三冊を返納)
		11		吉貴の高輪第に行き膳・猿樂。
元禄8		2	8	江戸地震。
		2	16	平松時量より書状。清雄が時量の指摘に沿って清書し昨年送ってきた系図について満足の意を示す。追而書に地震・高輪第陽和院のことなど。
		2	24	吉貴が芝邸において柴崎十郎右衛門から馬術を習う。清雄もまたこれを師としていたという。
		6	11	水戸光圀より品拝領。佐々木三郎宗淳書札を添える。佐々木は江戸留守居の伊勢十兵衛と懇意であると記す。
		10	11	森からの書状。吉貴帰国ほか。清雄の宅へ訪問して、持参してきたであろう「珍敷文書」を見たいものと伝える。*しかしこの文書は家譜の示す元禄8年ではあるまい。隅州(光久)の名、到着直後の書状は明らか。
14 下	元禄8	8	15	平松時量書状。清盛嫡流は重盛か基盛かの問合への回答で、重盛とする。また重盛木像について「今吟味相調候様申付」。ほか赤松次郎右衛門の名あり。
				平松時量の伝える古画図をもとに京都仏師右京が小松重盛木像を製作。
	元禄9	3	26	綱貴・夫人・公子が清雄旅宅へ来る。名を月波と改める。
				宝島に伝承する重盛御堂という草堂に、清雄が重盛像を建立しこの年に島へ渡す。修補料を出す。
		6	7	光圀の書状。
		6	21	吉貴が清雄宅を訪問。
		10	27	清雄家出等の所蔵文書を所望され提出、光圀よりその謝辞が届く。
		11	5	長年の労に対して綱貴から職田1500石を加え、また中屋敷(江戸)の賃を給う
	元禄10	2	12	先に旗本石野氏(後に赤松氏)に頼み、林大学頭信篤に系譜・文書閲覧を依頼。題言を書してもらうことを願う。この日に石野から書状あり。(信篤題辭は元禄九年三月下旬である)
		3	28	相良頼隆(球磨)来邸。
		5	12	森尚謙から書状。
		6	晦日	綱貴が、幕府老中より東叡山本堂造営に関して手伝い下命される。清雄がこの総監使となり、大蔵久明をして副官とする。一連の江戸での関係者名あり。
				(元禄11年にかけて諸人書状記載)
	元禄11	2	9	東叡山本堂立柱。
		5	1	平松時量書状。高輪邸・品川旅宿に清雄が来訪したことが記される。
		7	21	東叡山本堂落成。
		8	3	上記につき関係者褒賞記事。(幕府から綱貴以下)
		9	11	家臣松沢氏をして京都派遣、時量に、山城の平野社(平家の氏神)を吉利に勧請する件について吉田家への推挙を依頼。9月27日付で時量から吉田家との調整など書状あり。
		9	12	東叡山山王権現社前に銅燈籠二基寄進。
		12	3	この頃清雄は病。5日にかけて綱貴・陽和院・綱貴夫人らの見舞い。
	元禄12	1	27	芝邸にて死去。54歳。
		1	晦日	大圓寺で葬礼。2月朔日源壽院で火葬。3月18日に遺骨が吉利に到る。
				清雄は生前に美濃国小松寺院主へ重盛像の寄進を約す。死後次女(清純妻)により安置。清純(島津綱貴五男・母は江田国重娘、徳慈丸・仙十郎)
15	元禄9	4	晦日	芝邸誕生。
		6	14	清雄の嗣子とされる。綱貴四男愛寿丸は、凶書久洪に嗣子なきため養子違変。この件は、親戚島津大蔵久明を通じて達せられた。